「こんにちは!知事です」における意見・提言の県施策への反映事例

年度	地方局	テーマ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
2 2	東予地方局	産業遺産を活用した観 光振興について	別子銅山への観光客が急増しており、観光を視点としたまちづくりへの理解と早急な取組みを提案する。別子銅山などの近代化産業遺産をどう活用するのか、近代化産業遺産に特化した東予地域の観光資源活用戦略を立案してほしい。東予地域の観光情報手段として、近代化産業遺産を中心とした歴史文化の体験、学習、観光情報のデジタルアーカイブ化の在り方を検討し、作ってほしい。「記憶の継承・地域の絆プロジェクト」として、新居浜市や経済団体、NPO、企業関係者、一般住民が協力しながら語り部の育成などに取り組んでいるが、この活動への協力・支援をお願いしたい。	東予地方局地域政策課が、23年度地方局予算として、 ・地域内の近代化産業遺産の保存・活用方策を検討する協議会の設置 ・遺産の調査研究や「語り部」の発掘等を行う記録・記憶の伝承事業 などの実施する「近代化産業遺産を活用したまちづくり推進事業」を予算化しました。 【東予地方局】
2 1	東予地方局	県からの封筒への点字 表記について	県からの書類が封筒で届くが、現在の封筒では、視 覚障害者は県からの郵便だと気付かない。視覚障害者 のために点字で県など行政からの封筒だと分かるよ うにできないか。	全ての公用封筒に直接点字表記を行うためには、多額の経費が必要となるため対応は困難ですが、あらかじめ発送先が視覚障害者とわかる場合や視覚障害者からの要望がある場合には、封筒に県からの書類であることが認識できるよう点字シールを貼ることにより、個別の事情、要望に沿った形で対応します。

年度	地方局	テ - マ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
2 1	中予地方局	障害者が製作した商品の販売対策について	障害者の社会参加のために子規記念博物館の前で行ったふれあい市では、ある団体の2日間の収益がそこのメンバーが行っている作業所での1ヵ月の収入を上回ったと聞いた。そこで、定期的に開催できないかと思ってある団体に尋ねてみると、子規博の駐車場は松山市だが、その後ろの通路の所は県の所有ということで、なかなか一体化したイベントがしにくい、また、ふれあい市を定期的に開いてはいけないというお返事を頂いていると聞いた。 実現すれば障害者の団体にとって定期的に出て行けれる場所にもなるのに、それを阻むものが、市と県との窓口の問題であったり、時間的に許可が下りにくいということであったりするので、窓口の一本化はできないか。	道後公園は都市公園であり、公園内に臨利用売店店 が乱立すると、景観を損なったり他の公園利田売店 害する恐れがあるため、お花見時期の臨時売店 法令里者が行ったのでのいませんが、おおいませんが、おいませんがいませんが、おいませんが、おいませんが、おいませんが、おいませんが、おいませんが、おいませんが、おいませんが、おいまででは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、ないまでは、このが、またが、は、この場では、は、この場では、この場では、この場では、この場で、に、この場では、このは、この場では、この場では、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、このは、この
2 0	南予地方局	地域交通に取り組むNP 〇等に対する支援につい て	八幡浜市日土町では路線バスが減便あるいは一部 廃止された。 このため、NPO「にこにこ日土」を立ち上げ、白 ナンバーで運送業ができる過疎地有償運送事業を 6 月に開始したが、ガソリンの高騰が採算の確保に大き く響いている。 生活の中に密着したNPO法人がなくなれば、地域 が崩壊してしまうような事態になりかねないような 局面になっている。何か、アドバイスしてほしい。	20年度に創設した県単補助制度「新ふるさとづくり総合支援事業」のメニューにおいて、新しい輸送サービスへの支援策として、運行初年度に多額の経費がかかる車両購入費やシステム関連経費等運行設備費への財政支援にも対応しており、NPO「にこにこ日土」についても、車両購入費について八幡浜市と共に補助を行いました。 【企画調整課】

年度	地方局	テ ー マ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
1 9	(旧)西条地方局	農産物への鳥獣害防止対 策について	四国中央市の中山間ではイノシシやサルに農産物が食い荒らされるので、駆除をしないと農業をする意欲が沸いてこない。 狩猟期間を延ばすなどにより、鳥獣害を駆除してほしい。	県では、農作物の被害対策として、四国中央市や JAうま等と連携を図りながら、防護柵の設置や有 害鳥獣捕獲を実施するとともに、特に、被害の大き いイノシシは、第2次適正管理計画を策定し、狩猟 期間の延長や休猟区での狩猟を可能としたほか、ニ ホンジカ、ニホンザル等の他の鳥獣についても、有 害鳥獣捕獲頭数の制限緩和等を行っています。 さらに、四国4県によるイノシシ・ニホンジカの 一斉捕獲を実施するなど、適正管理と被害防止の両 面から、広域的かつ効果的な対策を講じているとこ ろです。 【担い手対策推進室】
1 9	(旧) 西条地方局	NPO法人への寄付金の 免除措置について	NPO法人への寄付は減免にならない。 このため、県が一旦寄付金を受け入れ、免除された 上でNPOに配り、共助に携わるNPOを育てるシス テムを作ってほしい。	平成20年4月1日に、寄附者が所得税又は法人税の確定申告を行うことにより税法上の優遇措置が受けられる「あったか愛媛NPO応援基金」を設置し、積立てた寄附金を活用してNPO法人の活動経費に対する助成や育成支援を行う制度を創設しました。 【県民活動推進課】
1 9	(旧) 八幡浜地方 局	県産木材利用の常設相談 窓口の設置について	愛媛県では、40年から50年生の木が大半を占めている。 県民が家を建てる時にその木材を利用してもらうため、生産者や製材業者と共同で、常設の相談窓口を設置することを検討してほしい。	平成20年5月30日から林材業振興会議に委託して、「木と暮らしの相談窓口」を常設し、木造住宅や木材利用全般に関する相談に幅広く応じるとともに、県産材を使用した木造住宅の良さや木材利用の意義を積極的に普及啓発しています。 【林業政策課】

年度	地方局	テ ー マ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
1 8	(旧) 八幡浜地方 局	肱川流域でのボランティ ア参加について	肱川流域で「水中眼鏡」という会を結成し、グランドワークの考え方に基づいて、市民と市と企業と3者のボランティアで一つの事業をしている。よりよい肱川のため、今後は県にも参加してほしい。	アに大洲土木事務所の職員17名が参加、協力しま
1 8	(旧) 宇和島地方 局	不妊治療への助成拡大について	不妊治療は保険が利かないので1回の治療費に50万円程かかる。県では、年に1回、10万円の補助金制度があるが、もう少し増額してほしい。	国の助成制度拡充にあわせて、県でも平成19年度より、1回の治療につき10万円を限度に、1年度2回まで助成を拡充しました。所得制限額についても、対象の90%が助成を受けられるように、夫婦の所得の合計額を650万円から730万円に緩和しました。
1 7	(旧) 今治地方局	海の駅構想への協力について	上島町は、瀬戸内海"海の駅"設置推進会議に加入している。海の駅を設置するには、係留施設が必要であり、弓削港は県の許可が必要であるので協力してほしい。	上島町が運営主体となり、弓削港の県有桟橋を利用した「かみじまちょう・ゆげ海の駅」が平成20年2月13日に新規登録されました。また、同日付で岩城漁港においても「かみじまちょう・いわぎ海の駅」が登録となっています。 【港湾海岸課】
1 7	(旧) 松山地方局	農業後継者育成のための 異業種交流について	農業後継者と、商工業や観光など異業種の人が共に研究する機会が年間を通じてあれば、地域の活性化、 農林業の活性化につながっていくのではないか。	県では、平成20年度に意欲ある農業者や県内外の民間企業等を会員とした「あぐりすとクラブ」を設立し、農業を起点としたビジネス展開をすすめるとともに、販売・加工業者などのニーズを生産現場に直接取り入れ、農業経営の拡大・多角化を促進しています。 【担い手対策推進室】

	地方局	テ ー マ	意見・提言の概要	県施策への反映状況
1 7	(旧) 八幡浜地方 局	グリーンツーリズムにお ける宿泊施設としての民 家の活用について		国・県の規制を緩和した「愛媛型農林漁家民宿」 の開業を支援するため、平成19年1月25日付け で愛媛県農林漁家民宿認定要綱を施行しました。 【農政課】
1 6	(旧) 西条地方局	月曜休館の県施設の休館 日変更について	理容、美容の会合でよく話に出るのが、博物館や美術館など県施設の休館日が月曜日になっていることである。月曜の休館日を隔週にするよう改善してほしい。	総合科学博物館、歴史文化博物館、美術館の3施設について、平成17年4月から1年間、毎月第1月曜日開館、翌火曜日休館(それ以外は、従来どおり原則として月曜日が休館日)として試行しました。 この間の来館者へのアンケート結果で、第1月曜日開館の継続を希望する意見が多かったことから、18年4月から本格実施しています。 【生涯学習課・文化振興課】
1 6	(旧) 西条地方局	森林ボランティア保険へ の森林環境税の活用につ いて	森林ボランティア活動は危険を伴うので、活動中に 起きた怪我や事故の補償を森林環境税で対応してほ しい。	
1 6	(旧) 八幡浜地方 局	学校給食用みかんの洗浄 規制の緩和について	国の規制により、みかんなどの生の果物を学校給食に出すときには、5回以上洗浄が必要である。規制を緩和して、県内のおいしいみかんを学校給食でもっとたくさん食べさせてほしい。	学校給食用みかんの洗浄回数等について、県や「みかん生産県議会議員対策協議会」から国に見直しを要望した結果、平成20年6月18日付けで厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」が改正され、表面の汚れが除去され、分割・細切されずに皮付きで提供されるみかん等の果物にあっては、洗浄等は省略して差し支えないことになりました。 このため、この改正を受け、各市町教育委員会に洗浄簡略化を徹底するとともに、みかんをはじめとした地場産物の積極活用を依頼しています。 【保健スポーツ課】